

一般社団法人常盤工業会代議員選挙管理委員会規程

(目的)

第 1 条 本規程は一般社団法人常盤工業会（以下、「本法人」という。）が実施する代議員選挙の管理に関して、必要な事項を定める。

第 2 条 選挙管理委員会は本法人の委託を受け、代議員の選出に関する管理および執行を行うものとする。

(委員の任期)

第 3 条 選挙管理委員会委員の任期は 2 年とする。ただし、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(委員の選出)

第 4 条 選挙管理委員会委員は正会員から理事会が選任するものとする。

(委員長の選出)

第 5 条 選挙管理委員会委員長は選挙管理委員の互選により決定する。

(委員会の招集)

第 6 条 選挙管理委員会は必要に応じて開催し、選挙管理委員会委員長がこれを招集する。

(委員会の職務)

第 7 条 選挙管理委員会は、代議員選挙に関し、次の各号の職務を遂行する。

- (1) 選挙日程の決定
- (2) 選挙人及び被選挙人の名簿の作成
- (3) 立候補者名簿の作成と告示
- (4) 投票の管理
- (5) 開票の管理
- (6) 当選者の確定と公示
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

附則

本規程は、平成 22 年 11 月 6 日開催の臨時総会で承認決定し、平成 23 年の代議員を選出するための選挙から施行する。

附則

本規程は、平成 24 年 4 月 26 日開催の理事会で承認決定し、平成 25 年の代議員を選出するための選挙から施行する。

附則

本規程は、平成 28 年 3 月 24 日開催の理事会で承認決定し、平成 29 年の代議員を選出するための選挙から施行する。